

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公表番号】特表2015-510596(P2015-510596A)

【公表日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-023

【出願番号】特願2014-558241(P2014-558241)

【国際特許分類】

G 01 K 11/00 (2006.01)

【F I】

G 01 K 11/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月19日(2016.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1方向に沿った第1端部、第2方向に沿った第2端部、および前記第1端部を前記第2端部に接続する中央湾曲部分を有する糸状形状記憶部品を含む少なくとも1つの感温システムを含み、

第1部分は第1接触部品に固定して取り付けられた末端部を有し、第2部分は第2接触部品によって継続的ではない方法で拘束された末端部を有する感温ラベルであつて、

ラベルによって監視される臨界しきい値温度よりも高い同じ温度で、前記中央湾曲部分がマルテンサイト相であり、一方で第1部分および第2部分はオーステナイト相であり、

中央湾曲部分が第1の温度挙動を有し、第1部分および前記第2部分は各々、中央湾曲部分の第1の温度挙動とは異なる第2の温度挙動を有することを特徴とする感温ラベル。

【請求項2】

第1方向と第2方向との間の角度が130°よりも小さい、請求項1に記載の感温ラベル。

【請求項3】

前記糸状形状記憶部品が1から100mmの間の、好ましくは2から50mmの間の長さを有する、請求項1に記載の感温ラベル。

【請求項4】

前記糸状形状記憶部品が15から1000μmの間の直径を有する、請求項1に記載の感温ラベル。

【請求項5】

糸状形状記憶部品の中央湾曲部分の長さが、全体の長さに対して1から40%の間、好ましくは1から30%の間である、請求項1に記載の感温ラベル。

【請求項6】

感温システムの状態を表示するように適合された、少なくとも光学フラグまたは透明窓をさらに含む、請求項1に記載の感温ラベル。

【請求項7】

接触部品とラベルの縁との間に延びる電気接続をさらに含む、請求項1に記載の感温ラベル。

【請求項8】

電気接続が R F I D 監視において使用されるのに適する回路に一体化される、請求項 7 に記載の感温ラベル。

【請求項 9】

2つ以上の感温システムを含み、各々の1つがオーステナイト相とマルテンサイト相との間の異なる転移温度を有する糸状形状記憶部品を有することを特徴とする、請求項 1 に記載の感温ラベル。